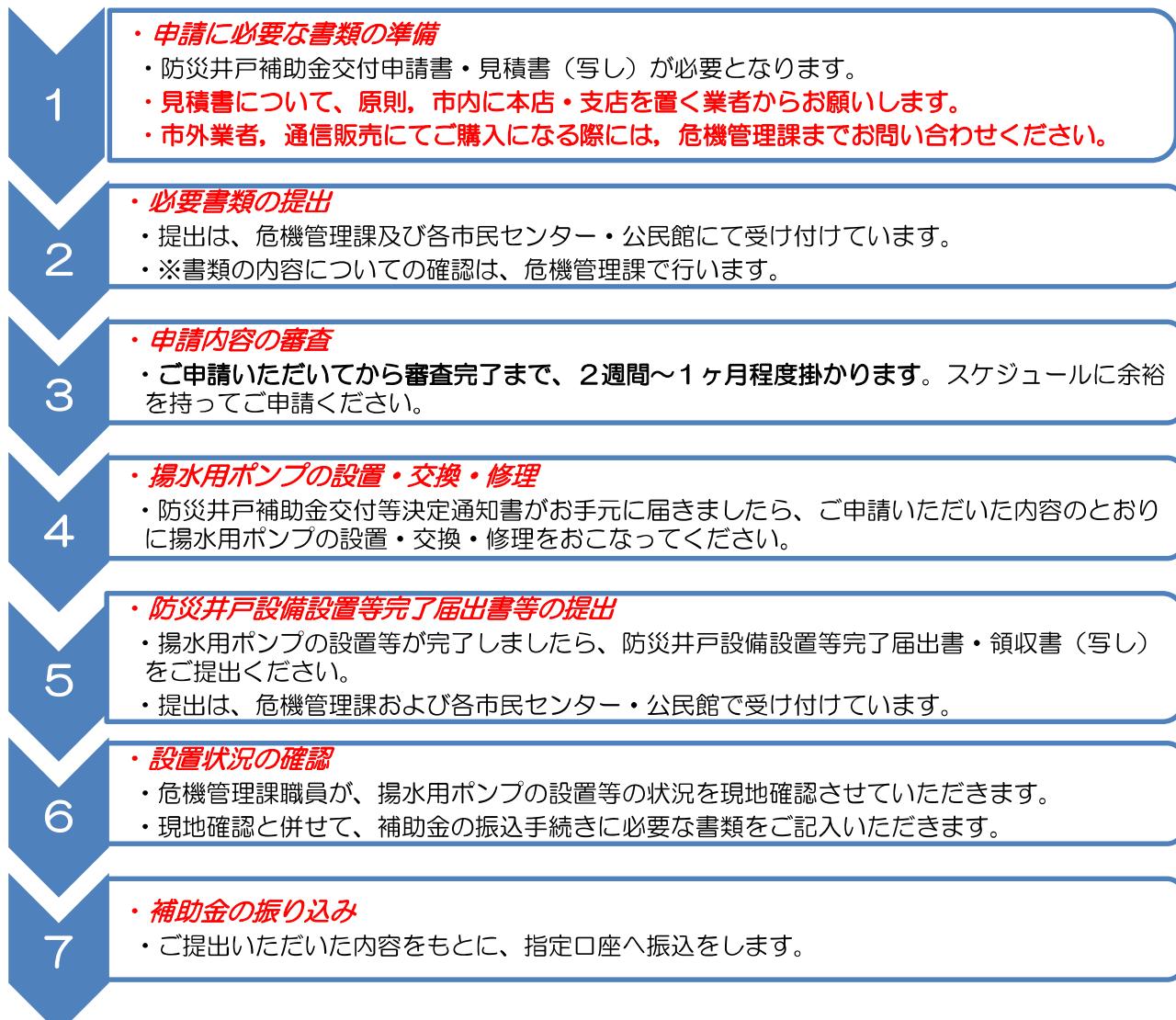


**《○防災井戸に関する補助金制度》** ※藤沢市ホームページも併せてご確認ください。

- 藤沢市から指定された防災井戸に対しては、揚水用ポンプ（手動式ポンプ又は手動式と電動式の併用型ポンプ）の新規設置、交換又は手動式ポンプの修繕を行う際に、事前の申請により、補助金を交付しています。
- 設置等を行った後の申請は対象となりません。補助金の交付決定後に揚水用ポンプの設置等を行った場合のみ対象となります。
- 補助金額は、揚水用ポンプの設置等に要する経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て）で、50,000円が上限です。
- 補助金の交付を受けた日から10年を経過する日までの間は、補助金をご利用いただけません。
- 本補助金制度については、年度ごとに先着順となっており、その年度の申請受付期間は原則として1月31日（当日が土日祝日の場合は直前の開庁日）までです。ご申請いただいても補助金制度をご利用いただけない場合もございますので、ご了承ください。
- 本補助金制度はその年度の藤沢市の予算額に達した時点で終了となります。

【防災井戸に関する補助金のご利用の流れ】**[問い合わせ先]**

藤沢市防災安全部危機管理課

(2024年(令和6年)4月現在)
TEL0466-25-1111(代表)内線2434